

■坂手工業団地地区 地区計画による建築物の用途制限一覧

■用途地域内の建築物の用途制限		工 業 地 域	地区計画 による 建物用途 の制限	「工業地域」の建築物の用途制限を基本としつ つ、建築物の誘導を図る。産業地区においては、 流通・運輸、生産施設等の集積を図るため、建築 物に関する地区整備計画において用途の純化に 向けた建物用途の規制を行う。特に、産業施設の 用途については、騒音・振動や危険物の製造・貯 蔵等による周辺環境への影響を抑制するため、こ れらに類する用途を規制することとし、主として 環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便性 を増進する。また、複合地区については、既存工 業団地に立地する建築物の用途と整合を図った 産業系施設の集積を図るとともに、新たに整備さ れる都市計画道路鹿小路細野線を生かした利便 施設等の立地を誘導する。
○ 建てられる用途	× 建てられない用途 (▲面積, 階数等の制限あり)			
住宅, 共同住宅, 寄宿舍, 下宿		○	×	【地区計画】地区内に存する事業所が自らの従業員のために建築する寄宿舍または下宿を除く
兼用住宅で, 非住居部分の床面積が, 50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	×	非住居部分の用途制限あり
店舗	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	×	【地区計画】複合地区については, 店舗等の床面積が500㎡以下のものを除く
	店舗等の床面積が150㎡を超え, 500㎡以下のもの	○	×	
	店舗等の床面積が500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの	○	×	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの	○	×	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え, 10,000㎡以下のもの	○	×	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え, 500㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	
ホテル, 旅館		×	×	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, バッティング練習場等	○	×	
	カラオケボックス等	▲	×	10,000㎡以下
	麻雀屋, ぱちんこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等	▲	×	10,000㎡以下
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, ナイトクラブ等	×	×	
	キャバレー, 個室付浴場等	×	×	
大規模集客施設 (延べ面積が10,000㎡を超える店舗・飲食店・劇場・映画館・展示場・遊技場等)		×	×	
公共施設・病院・学校等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校	×	×	幼保連携型認定こども園を除く
	大学, 高等専門学校, 専修学校等	×	×	
	図書館等	○	×	
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等	○	○	
	神社, 寺院, 教会等	○	×	
	病院	×	×	
	公衆浴場, 診療所, 保育所等	○	×	【地区計画】診療所, 保育所等を除く
	老人ホーム, 福祉ホーム等	○	×	
	老人福祉センター, 児童厚生施設等	○	×	
工場・倉庫等	自動車教習所	○	×	
	単独車庫 (附属車庫を除く)	○	○	
	建築物附属自動車車庫①②③については, 建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	○	○	
	倉庫業車庫	○	○	
	畜舎 (15㎡を超えるもの)	○	×	
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○		
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○		

危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		○	×	
自動車修理工場		○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	
	量が少ない施設	○	○	
	量がやや多い施設	○	○	
	量が多い施設	○	×	